

【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第2章 公益事務該当性の判断

第2章 公益事務該当性の判断	1
第1節 総論	2
第1 公益事務とは	2
第2 信託行為及び申請書記載事項	4
(1) 基本的考え方	4
(2) 記入要領	6
第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準	13
(1) 公益信託の目的についての確認事項	13
(2) 公益事務の概要についての確認事項等	14
(3) 受益の機会についての確認事項	15
(4) 受益対象者の義務・受益の条件についての確認事項	16
(5) 公益事務の合目的性の確保の取組についての確認事項	16
(6) その他横断的な注記事項	18
第4 変更認定事項と変更届出事項	19
(1) 基本的考え方	19
(2) 緊急事態における対応	20
第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章監督 参照)	20
(1) 公益信託の目的について	20
(2) 公益事務の概要について	20
(3) 受益の機会について	20
(4) 受益対象者の義務・受益の条件について	21
(5) 公益事務の合目的性の確保	21
第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ【全体を検討中】	21
第1 基本的考え方	21
第2 19事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント	23
第3 19事業区分非該当事業の公益目的事業のチェックポイント	44

第2章 公益事務該当性の判断

- どのような信託事務が公益事務に該当するかは、公益信託法第8条に定める公益信託認可基準への適合性を判断する上での前提であり、「公益性」の判断における最も重要な論点と言える。
- 本ガイドラインにおいては、公益認定等ガイドラインを踏まえ、公益事務該当性に係る判断基準を行政手続法第2条第8号口の「審査基準」として位置づけ、できる限り明確化するとともに、当該判断基準への適合性の確認のためには信託行為及び申請書に何が記載される必要があるか、添付書類として何が必要であるかを明らかにすることとした。その際には、委託者の意思を最大限尊重しつつ、受託者の能力に応じた工夫や社会変化に対応した事務の見直し等を阻害しないよう、様々な工夫が想定される事項や見直しが想定される事項は事業計画等に記載されることを前提に、信託行為及び申請書記載事項は簡素化することを基本としている。これにより、信託行為及び申請書記載事項を変更する場合には、原則として変更認可申請が必要とする枠組みの下で、適正なガバナンスを確保しつつ、公益信託の実情に応じた柔軟性を確保することとしている。なお、委託者の意思により詳細に記載し、あるいは、受託者のガバナンスを前提に公益法人と同様の裁量を認めることも可能であり、どの程度、公益事務の内容を具体化・明確化するかは、委託者の意思を尊重することが求められる。
- これらにより、公益事務に該当するかの判断について予見可能性が高まり、信託行為に従い、多様な公益事務が行われることが期待される。

第1節 総論

第1 公益事務とは(公益信託法第2条第2号)

- 公益事務とは、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事業として公益信託法別表各号に掲げる種類の事務をいう。

公益認定法とは規定ぶりが異なっているが、「事務」¹と「事業」の用語の違いを踏まえ、法制技術的な観点から、公益性を二つの要素に分けることなく一体的に判断するよう規定することとした結果であり、公益性の判断に違いが生じることを意図したものではない。

すなわち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かは、「不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務」に該当するか否かという中で一体的に判断されることになる。言い換えると、具体的な公益事務の内容が、「不特定かつ多数の者の利益の増進」に寄与すると判断できない事務は、形式的に別表各号に該当する目的を掲げていたとしても、「別表各号に定める事務」に該当するとは判断されないことになる。

- 別表各号は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている立法当時有効な法律の目的規定を抽出・集約し、列挙したものであり、およそ公益と考えられる事業目的であれば、外見上、別表各号のいずれかに位置付けることができると考えられる。その上で、実質的にも、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、別表各号に掲げる目的に寄与すると判断される場合に、公益事務に該当することになる。
- 以上を踏まえ、公益事務に該当するかどうかを認定するためには、
 - ① まず、公益信託の目的が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、公益信託法別表各号に該当しするものであることが求められる。
 - また、「目的」が掲げられているだけでなく、その「公益事務の内容」及び実施の「手段」が、
 - ② 当該目的を実現するためのものであること(公益事務の合目的性)が合理的に説明できること
 - ③ 当該目的を実現するための公益事務の質(専門性や公正性、不利益発生排除など)が確保されていること
 - ④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと(受益の機会の公開など)
 - ⑤ 公益事務の内容に透明性があること

¹ 公益法人が自らの経営判断に基づき実施する公益目的事業に比べて、公益信託においては、信託法上の用例や契約によるもので、より小規模な公益活動が想定されることから「事務」という用語が用いられたもの。

の確認が必要である。

あわせて、公益信託制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域²を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益信託認可を受けた場合には、「公益」信託を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されている³。これらを踏まえると、

- ⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する公益事務にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴があること
を公益事務の内容等に応じて確認をすることが求められる(上記①から⑥の全てに該当することを「公益事務該当性」という。以下同じ。)

- 新制度においては、多種多様な公益事務が実施されることが想定されるが、公益事務ごとに、公益事務該当性の判断に当たって重視すべき内容は異なる。どの公益事務にも一律・網羅的な確認を行うことは、受託者及び行政庁の双方にとって無用な負担となり、ひいては法目的の実現を妨げることにもなりかねない。
- このため、公益信託の審査・監督に当たっては、原則として、公益事務として求められる趣旨等に応じて、重点的にチェックを行う必要がある事項のみ確認をし、それ以外の事項については、公益事務の内容に照らして当該事情を確認すべき特段の事情がある場合を除いて、公益信託のガバナンスに委ねることが適切である。
- こうした観点から、典型的な事務については、公益事務該当性を簡便に判断することができるよう、事務区分ごとのチェックポイントを示すこととする。
チェックポイントに示した事業区分は、多種多様な公益事務の一部に過ぎず、それ以外のチェックポイントにない事業については、事業の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行うものとする。

² 例えば公益法人の場合、民法に基づく旧公益法人制度においては、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている場合があり、そのような場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講ずるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされていた。

³ 公益信託でなくとも社会的に望ましい形で実施される事務について、公益信託実施する意義は必ずしも高くないと言える。

第2 信託行為及び申請書記載事項

- 公益信託認可の申請書には、「公益事務の種類及び内容」を記載することとされている(公益信託法第7条第2項第4号)。公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、公益信託規則で定める軽微な変更の場合を除き、原則として変更認可が必要となる。(公益信託法第12条第1項)
- また、公益事務については、信託行為において、
 - ・公益信託の目的(公益信託規則第1条第2号)
 - ・公益事務を行う区域(同条第3号)
 - ・公益事務の内容(同条第4号)
 - ・信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(同条第5号)
 - ・受託者の職務に関する事項(同条第6号)
 - ・公益信託事務の処理の方法に関する事項(同条第7号)
 - ・信託管理人の職務に関する事項(同条第8号)
 - ・公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の選定基準、委託する公益信託事務の内容等(同条第12号)
 - ・公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合における当該機関の権限等(同条第13号)
 - ・利益相反行為等を行う場合の当該行為の内容等(同条第14号)等を記載することとされている。
- 公益事務該当性を判断するために必要な公益事務の内容、公益事務の実施の手段等については、委託者の重要な関心事項であると考えられ、公益事務該当性の判断に必要な情報は、基本的には委託者及び受託者が合意した信託行為において明らかにされることが望ましい。一方、遺贈の場合等であって、信託行為において十分な記載がなされていない場合、公益信託の認可を受けるためには信託行為の記載のみでは十分ではないこと等も想定され、申請書において必要な事項を補足することも許容される。
- また、公益信託の監督は、信託行為及び申請書に記載された「公益事務の種類及び内容」を基礎として実施される。

(1) 基本的考え方

- 公益事務該当性は、「公益事務の種類及び内容」として申請書に記載された事項(信託行為の規定を含み、以下「申請書記載事項」という。)及び申請書の補足情報として記載された事務の公益性等に関する説明(以下「事務の公益性等に関する説明」という。)(申請書様式別紙○)

並びに事業計画その他の添付書類によって判断する。

なお、受託者が公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益信託認可申請及び変更認可申請において、公益信託法第8条第1号に規定する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこととされており(公益信託法第10条第1号)、公益認定又は変更認定の審査における公益事務該当性の判断に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる(第4及び第4章第○)。また、行政庁が、独自の手段によって取得した情報を参照することもあり得る。

- 申請書記載事項は、委託者及び受託者が合意した信託行為に規定され、又は当該信託行為に従い委託者(変更の場合は信託管理人その他信託行為に定める者)の承諾を得て記載し、当該記載により公益信託認可を受けたものであり、その変更には、原則として、変更認可を必要とする(「第2章第4」参照)。このような申請書記載事項は、「国民に対する約束」ということができ、信託行為とともに備置き・開示等の対象となる書類と位置付け(公益信託規則第39条第4号)、公益信託法第21条第2項に基づく公表対象(第5章○○参照)とされている。
- 申請書記載事項から読み取ることができない事業や、申請書記載事項に従って実施されない事業は、公益事務として認められず、受託者は、申請書記載事項に従って公益事務を実施する必要がある⁴。
- 事務の公益性等に関する説明として、申請書の○○(申請書様式○○)において、チェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等についての記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わない(すなわち、当該記載の変更のみに留まる場合は、変更認可申請は不要となる。)ものとする。
- 「国民に対する約束」として公益事務のコンセプトを明確にしつつ、信託行為の範囲内で、公益事務の実施における受託者の工夫や受託者の能力に応じた柔軟な対応が可能となるよう申請書記載事項として、公益信託の目的のほか、公益事務の概要、受益の機会、受益者の義務、公益事務の合目的性確保の取組等に関する基本的な考え方及び原則が示されていれば足りることとし、公益事務の規模や詳細設計など、受託者が実情に応じて判断すれば足りる事項は、事業計画等に記載することを原則とする。
- 申請書記載事項として信託行為又は申請書において明らかにすべき具体的内容は、下記「(2)記入要領」に記載のとおりであり、公益信託認可の審査に当たっては、申請書記載事項に

⁴ 公益法人の事例では、平成28年1月に内閣総理大臣が行った勧告においては、公益目的事業の手段として申請書に記載されていた「三者契約」を、変更認定を受けることなく「二者契約」に改めたことが問題となった。

加え、事務の公益性等に関する説明、事業計画等⁵に記載された具体的な公益事務の内容等により、公益事務該当性を判断する。

- 公益事務該当性としては、公益事務の内容について、事務の外延を画し、公益事務としての性格を担保するために必要な基本的事項が記載されている必要がある。受託者は、信託行為等に沿って事業計画等を定め、公益事務を実施することが求められ、行政庁は、申請書記載事項に沿って公益事務が実施されているかを監督する。公益事務としての基本的考え方及び原則が信託行為及び申請書に明確に記載されていない場合⁶には、公益事務としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認可となることがあり得る。
- その他、公益事務該当性を判断するために合理的に必要と考えられる添付書類は、「判断基準」として、本ガイドラインにおいて定める(第2章第1節第3・及び第2章第2節参照)。本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、申請法人に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。

(2) 記入要領

- 公益事務の実態を踏まえ、同一の趣旨・目的の下、密接に関連して実施される公益事務は一つにまとめる。信託行為において、複数の号等に分けて規定されている事務をまとめても差し支えない。社会通念に照らして、密接関連性が自明ではない公益事務をまとめる場合には、それらの関連性について説明する⁷。ただし、収益や共益を目的とする事業などをまとめることはできない。なお、一つにまとめた公益事務の一部に公益性が認められなければ、全体の公益事務該当性が否定されることに留意する。
- 信託行為に必要事項が規定されている場合には、申請書においては、例えば、「信託行為第●条参照」とするなど、必要情報がどこに記載されているか明らかにすれば足りる。また、「申請書記載事項」として明らかにすべき事項のすべてが、信託行為の「公益事業の内容(公益信託法施行規則第1条第4号)」として規定される必要はなく、例えば、「信託財産に関する事項(〃第5号)」「受託者の職務に関する事項(〃第6号)」、「公益信託事務の処理の方法に関する事項」等として記載されることが想定される。

⁵ 「事業計画」以外に、受託者が策定し、公表(原則)する各種規程、募集要項などを含む。その場合、事業計画への添付を求める。申請時において、事業計画等に記載がない場合は、申請書とは別に「行政庁が必要と認める書類」として詳細の情報を求める。申請書には、受託者が守るべき約束として、「〇〇については事業計画等に記載し、実績を事業報告に記載する」旨を記載するよう求める。

⁶ 事業計画は、法人の経営判断で変更できることに留意する。

⁷ 事業をまとめた結果、チェックポイントの複数の事業区分に該当する場合には、事務の公益性等に関する説明において、該当する複数の事業区分のチェックポイントを用いて説明する必要がある。

- そのほか、申請書記載事項については、下記の①～⑥のとおりとする。

① 公益事務の目的

- ア：公益信託は、公益事務のみを行うことを目的としており、原則として、信託行為に規定された公益信託の目的を、公益事務の目的として取り扱う。公益信託の目的は、は、③受益の機会の公開や⑤公益事務の合目的性等の判断に当たって常に参照される原則であり、公益事務としてどのような事務を行い、どのような公益の実現を目指すのかについて、明確に記載されている必要がある。

受益の機会を限定する場合や、営利企業等が行う事業と類似する事業を行う場合などには、公益信託の目的との関連性が特に重要であることに留意する。【P】 公益信託の目的の意義については、○頁参照。

申請書においては、併せて、信託行為に記載された公益信託の目的が、公益信託法別表に掲げられたどの公益目的に位置づけられるか、説明する。

② 公益事務の概要

- 公益事務の内容が、端的かつ簡潔に明らかにされる必要がある。信託行為に定められた公益信託の目的を実現するため、幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか（例：○○を対象とする奨学金の支給、子ども食堂など）、どのような者を受益対象者として、どのような方法で行うかなど、公益事務の外延が明確にわかる必要がある（③～⑥に記載される事項について、重複して記載する必要はない。）。受託者が、信託行為に従いつつ、毎年の運営状況に応じて決定すべき事項（対象者の具体的範囲や数など）は、事業計画に記載するとともに、実績を信託概況報告に記載する旨を明らかにすることとして差し支えない。
- 申請書の事業の記載は信託行為の事業と一致していることが望ましいが、信託行為に十分な記載がない場合に、信託行為を補足する記載を置くことは差し支えない。
- また、公益信託は、信託財産を用いて信託行為に定められた公益事務を実施するものであり、信託行為に規定された公益事務は、公益事務として実施される必要がある。ただし、信託財産の抛出を段階的に実施することに合理的な理由がある場合などで、公益信託の設定当初において公益事務の一部を実施しないことに特段の理由がある場合は、申請書において当該理由及び公益事務を開始する時期の見込みについて明らかにするものとする。
- 同一の趣旨・目的の下、同種の事業を複数行うことが想定される場合は、事業計画等への記載を前提に、申請書には端的かつ簡潔に記載する。
- 幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事務（法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「法人税令」という。）第5条に掲げる事業であって相応の対

価が見込まれるものを除く。以下「付随的事業⁸」という。)については、事業計画等への記載を前提に、記載不要とする。付随的に行う事務の規模が大きくなると想定される場合は、当該事務の趣旨・規模等を明記する(詳細は事業計画への記載で可)。なお、付随的事業は、幹となる公益事務の効果的な実施等のために行われる事務であり、幹となる公益事務が実施されない場合には実施されることがないものが想定される。

- 法人税令第5条に掲げる事業⁹(相応の対価が見込まれる場合に限る。)を公益事務として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事業を公益事務として行う必要性・意義等について記載する¹⁰。
- 幹となる事務内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益事務としての特徴を記載する。
- 公益事務実施のための財源については、信託行為、財産目録、収支予算書、事業計画等(事後的には計算書類及び信託概況報告)により確認できることが必要である。
- 事業を受託(請負を含む)により行う場合は、委託元との受託内容が事業計画(事後的には信託概況報告)において確認できることが必要である。補助金等が交付されている場合(補助金等の申請を予定している場合を含む。)は、原則として、事業計画により確認できることが必要である。
- 公益事務の重要な部分を委託する場合には、信託行為において必要な記載を置くとともに、事業計画(事後的には信託概況報告)において委託の事実及び委託している業務内容等を確認できることが必要である。
- 公益事務において発生する知的財産権について、信託財産としない場合は、帰属先について記載する。

③ 受益の機会について

- 公益事務の受益の機会(応募要件、参加要件等)について明らかにされる必要がある。募集等を行う場合は、募集等の方法を記載する(募集の方法の詳細は、事業計画において記載する旨の記載で可)。受益の対象は、スポーツ大会事業において参加選手のほか、観客も受益者となることが想定されるなど、公益事務の内容に応じて多様な者が受益の対象となる可能性があることに留意する。

⁸ 「付随的事業」には、チェックポイントを異にする事業も含まれる。申請書に記載しない場合、チェックポイントに該当する旨の説明も不要である。

⁹ 法人税令第5条第2項各号(第1号を除く)に掲げる事業は含まれない。

¹⁰ 収益性が高い公益事務を行う場合には、透明性を確保する必要性が高いほか、申請書に記載されていない場合には、公益事務に含まれるか必ずしも明らかではないために、税務行政の適正な執行にも問題が生じ得る。

信託行為に助成対象を「〇〇学その他事業計画に定める分野」とするなど、事業計画等の定めに従い、受益の機会を広げ得ることを申請書に記載できる。

- 応募や参加の条件を特定の属性を有する者に限るなど、受益の機会を特定の集団に限るような場合には、申請書に、当該条件を付す理由及び当該条件によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。
- なお、店舗における物品の販売や劇場における公演など、受益の機会が開かれていることが明らかな事業については、受益の機会についての記載を要しない。

④ 受益対象者の義務・受益の条件について

- 受益対象者の義務(受益の条件(対価など))及びその公表方法について記載する¹¹。

対価については、「市価より低額とする」「需給に応じた変動価格とする」「国民が気軽に観覧できる価格とする」等の対価設定の原則を信託行為に記載した上で、具体的な価格等は事業計画に記載(頻繁な変更が想定される場合は公益信託のホームページや事務所への掲示で可)することを原則とする。

公益事務の内容に応じて、「事業計画に記載する」「ホームページにおいて公表する」等の記載で可とする。

⑤ 公益事務の合目的性の確保の取組

ア 受益対象者等の選定方法

- 応募を前提とするか否かに関わらず、一定の範囲の中から受益対象者等を選定する場合には、選定の方法等を記載する。その際、公益事務の趣旨・目的に応じた公正で質の高い選定を確保するための取組について記載する。
- 申請書には基本的考え方や原則を記載し、詳細は事業計画又は規程に記載する。この場合、規程は事業計画の添付書類とする。
- 受託者の理事会や既存組織の専門性等で公正性や質を確保する場合には、事業計画又は事業報告において、当該理事会や既存組織の構成を説明する。
- 選定結果や選定理由の公表は、選定の公正性や質の高さを担保する有力な手段となる。

イ その他公益事務の質(合目的性)を確保する手段

アのほか、具体的な公益事務の内容が、公益信託の目的に適合することを確保するための取組について記載する。考え方を簡潔に記載し、具体的な取組は事業計画において記載することで

¹¹ 社会通念に照らして当然の義務・条件は、記載を要しない。

可。

ウ 公益事務の実施による不利益を排除する取組

公益事務の性質上、重大な不利益が発生する蓋然性があるものについては、重大な不利益を排除するための取組を記載する¹²。

（具体例）

- （i）機微な個人情報を大量に扱う公益事務 ⇒ 個人情報保護の取組
- （ii）公益事務の中断等が弱い立場にある受益対象者に重大な不利益を及ぼすため、安定的な実施が特に必要な公益事務 ⇒ 財源及び財政基盤確保の取組
- （iii）生命・身体・財産に危険を及ぼす蓋然性がある公益事務 ⇒ 安全性確保の取組
- （iv）公費等によるプロジェクト ⇒ 事業の透明性確保・不正防止の取組
- （v）犯罪、違法行為の危険性がある公益事務 ⇒ 犯罪・違法行為を防止する取組
- （vi）代価の受領とサービスの提供に大きな時間差がある公益事務 ⇒ 財産保全の取組

⑥ その他

公益事務の公益性を確保するために、公益信託において特に講ずることとしている措置を記載する。

¹² 「申請事業が不特定かつ多数の者の利益を増進する側面を有する反面、同時に一定の者に不利益を与える側面をも有している場合において、申請事業が増進すべき利益の大きさやその帰属主体の数に鑑み、当該不利益の大きさ及びこれを受け得る者が相対的に無視し得ない程度に達するものと認められるようなときは、そのような事業の内容や手段は、事業目的を実現するのに適切なものとはいえず（事業の合目的性が認められず）、総合的にみて不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとは言えないと評価されることもあり得る」とする公益法人の裁判例がある（令和元年10月30日 東京高等裁判所判決。平成31年（行コ）第26号，令和元年（行コ）第125号）。

<標準化後> (イメージ)

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等
公 1	我が国の大学生・大学院生に対する奨学支援事業

[1] 事業の内容について (申請書記載事項)

(1) 事業の趣旨・目的
我が国において、最先端技術に関する研究・開発を行う学生に対する奨学支援事業を通じて、有能な人材の育成を行い、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。
事業の趣旨・目的は、HP で公表している。

(2) 事業の概要
我が国において最先端技術の研究・開発に関連する学科等を有する大学・大学院にあって、工学その他事業計画で定める学科等に在籍する学生のうち、修学可能な心身で、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象として、奨学支援を行う。

(3) 受益の機会について
募集要項を財団が指定する全国の大学・大学院に配布するとともに、財団のホームページに掲載するなどにより幅広く募集を行う。

(4) 受益者の義務・受益の条件
・助成対象者である学生から学業成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。
・奨学金は原則として返済の義務を負わない。

(5) 事業の合目的性の確保の取組
助成対象者は、別に理事会が定める選考規程に従い、学識経験者が参画する選考委員会における公正な選考を経て理事会で決定する。

(6) その他
※対象の大学等、助成対象者、募集方法、奨学金支給対象予定者数(継続対象者・新規対象者)、支給予定金額については、事業計画等に記載し、実績(奨学金支給スケジュール、奨学金支給実績、法人の活動実績等)を事業報告に記載する。

注 1 公益目的事業の内容については、ガイドライン第2章第2 (申請書記載事項) に沿って記載してください。

注 2 [1] に記載した内容を変更する場合、記載を変更するには原則として変更認定申請が必要となります。

事業報告（イメージ）

1. 奨学金支給事業

（1）スケジュール

- ・募集期間（令和5年5月1日～令和5年8月31日）
- ・選考期間（令和5年9月1日～令和5年11月30日）
- ・決定通知（令和5年12月15日）
- ・支給時期（令和6年1月25日）※年1回1年分をまとめて支給した。

（2）支給実績

令和4年度の継続奨学生20名へ奨学金を支給した。

令和5年度の新規奨学生の募集を行い、当財団の選考委員会による厳正な審査を経て40名の学生へ奨学金を支給した。

令和5年度は、1名につき60万円／年を支給した。令和4年度からの奨学生は20名、令和5年度の新規奨学生は40名で、総額3600万円となった。

2. 選考手続等

別添選考規程による。

〇〇財団選考委員会

座長：〇〇大学教授 ××

委員：(株)〇〇代表取締役 ××

委員：公益社団法人〇〇会理事 ××

委員：公益財団法人〇〇研究員 ××

委員：学校法人〇〇理事 ××

3. 広報活動

日本全国の対象大学・大学院の事務局等を訪問し、当財団の紹介、当財団の奨学金制度の説明などの広報活動を行った。

当財団のホームページを更新し、財団の概要、募集要項などの周知を図った。

第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準

- 内閣府及び公益認定等委員会は、公益事務該当性を判断する基準について、公益認定及び公益信託認可に係るの判断実例の蓄積を踏まえ、継続的に明確化に取り組む。【p】

また、判断基準等については、公益法人・公益信託関係者や企業・国民の意見を受けつつ、不断の見直しを行っていくものとする。

- 公益事務を活性化し、公益目的に向けた委託者の意思を尊重する観点から、受託者及び信託管理人のガバナンスを勘案しつつ、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。信託行為及び申請書の記載内容の確実性・合理性に関してリスクが想定される場合は、認定後、速やかに確認を行い、必要に応じ、勧告・命令等の措置を講ずる。

(公益事務のまとめ方についての確認)

- 公益事務をまとめた理由(類似、関連するものと整理できる理由)が、合理的であるかを確認する。また、公益事務該当性のない事務が含まれていないか確認する。
- 公益事務の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認する。例えば、将来のサービス提供等のため財産を確保しておくことが必要な公益事務や、特定の収入等に関して一定の目的以外に支出できないような公益事務をまとめると、適切な経理処理・財産管理を行うことが難しくなり、結果として受益対象者等に重大な不利益が発生する可能性がある。

(1) 公益信託の目的についての確認事項

- 公益信託の目的とは別に、公益事務の趣旨・目的を記載することは、一切否定はされるものではないが、受託者及び信託管理人を拘束する基本原理(公益信託の目的)と公益事務の目的を異ならせる合理的な理由が必要である。
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的として別表該当性の説明は、申請書の記載内容に基づき判断する。その際、社会通念に照らし、明らかに合理性を欠く場合を除き、合理性があると判断する。
- なお、信託行為その他の申請書類、委託者及び受託者の公表資料・公表態様その他一切の事情を考慮して、公益信託の実際の目的が別にあると判断することがあり得る¹³。
- 信託行為に定める公益信託の目的の範囲から外れた事務や、信託行為に根拠のない事務は、

¹³ 例えば、崇高な公益目的が掲げられ、ホームページにおいて公表されていても、ホームページ等における情報の表示方法、役員の著書や発言内容等に照らすと、実質的な目的は、公益信託制度を利用して私的利益を実現することにあると考えざるを得ないような場合。

公益事務として認められないことがあり得る。信託行為の目的や事務が抽象的である場合などには、当該公益事務が信託行為の内容や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、信託行為には具体的に記載する必要がある。

- 公益信託の目的は、公益事務を列挙して定める必要はなく、また、公益事務の内容等によっては抽象的な記載とならざるを得ないことも想定されるが、公益信託の根本規範として関係者を拘束し、これを前提に行政庁の認可を受け、国民にも示されるものであり、どのような目的で、どのような事業を行うかについて、例に掲げる程度に明確に定めることが求められる。

例1:この公益信託は、在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう訪問介護事業
その他療養中の患者を支援する事業を行い、もって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

例2:この公益信託は、〇〇県の大学の在学学生で成績優秀で向学心を有する者に対し、学資の支給等を行うことにより、青少年の健全な育成に貢献することを目的とする。

(2) 公益事務の概要についての確認事項等

- 幹となる公益事務の内容や構造にもよるが、概ね、幹となる公益事務の1割程度¹⁴(例えば〇周年事業など単発の事業にあつては3割程度)を超える公益事務は、「小さな規模」には当たらない。社会通念に照らして、事業計画等に記載された付随的事務が、幹となる公益事務の効果的な実施等に資することの合理性が疑われる場合には、追加的に説明を求めることがあり得る¹⁵。
- 信託行為に記載された公益事務の一部について、公益事務の概要に記載がない場合は、合理的な理由があるか確認する。
- 収益性の高い事務を公益事務の一部として実施する場合は、①及び②を満たす必要がある。
 - ① 幹となる公益事務の趣旨・目的のために実施されるものであること
 - ② 当該公益事務の規模・内容・実施の態様が、幹となる公益事務の趣旨・目的に即したものであり、かつ、必要な範囲を超えて行われないものであること
- 営利企業等が行う事業と類似する公益事務については、なぜ公益事務として当該事務を実施する必要があるか、当該事務を通じてどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事務を実施しようとしているか等を確認する。その結果、公益事務としての特徴がなく、営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益事務として実施する意義が認められない場合には、公益事務として認められない。

¹⁴ 一般的には経常費用で判断することを想定している。

¹⁵ 説明を求めるに当たっては、合理性が疑われる理由を行政庁が示すものとする。

なお、公益事務として実施する意義については、多くの営利企業が社会貢献活動を行い、あるいは社会貢献を目的の一つとして活動を行うなど、同じ分野で、様々な種類の法人等が切磋琢磨しながら活動している実態に留意し、公益事務として実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、公益信託の目的との関連性（公益事務が複数ある場合、いたずらに個別事務単位で切り出すのではなく、公益事務全体として判断する。）を踏まえて判断する。

（3）受益の機会についての確認事項

- 不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があるかを確認する。共益的に行われるものについては、受益の機会が開かれていると言い難い。募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれていると言えるかを確認する（信託行為に定められていない場合には、募集要項など募集等に関する資料の提出が必要）。

例えば、高度な学術に係る講習会を公益事務とする場合において事業の質を確保するために参加者に資格要件を課す場合など、公益目的を達成するために必要な合理的な限定は認められる。ただし、公益事務の目的に照らして対象者に不当な差別を設けることは許されない。

- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事業の恩恵を受けることができることが望ましいが、信託行為に定められた委託者の意思や資源提供者（サービスに対価を支払う者を含む。以下同じ。）の意思を尊重することも求められる。「合理的な限定」であるか否かは、公益事務の内容、公益事務の規模、収支の構造、濫用の可能性その他の事情を勘案し、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」の観点から判断する。

なお、公益信託については、公益法人と比べて小さな規模でも公益活動が実施できるようにすることが重要であると考えられるところ、例えば、まちづくり等に関連する公益信託であって不動産等を信託財産とする場合等において、現実には利益を受ける者が事実上一定の範囲に限られるとしても、公益信託の目的及び公益事務の内容に不自然な点がなく、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」に寄与すると考えられる場合には、不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれていると判断するものとする。

（参考：公益法人制度における具体例）

- ① 学校に関しては、入学の機会が不特定多数の者に開かれていることを踏まえ、同窓会法人が行う特定校の教育活動（同校の学生生徒の国際交流活動、社会貢献活動など）への助成や同校在学学生及び卒業生を対象とした奨学金支給について、公益目的事業として認めた事例

② 宗教精神に基づく社会貢献活動において、特定宗教関係団体からの申請に対して資金支援等を行う事業について、当該宗教のネットワークを活用して、より効果的な社会貢献活動を行うことができるとの説明を踏まえて公益目的事業として認めた事例

③ 特定企業の関係者のみを対象、特定企業職員等を主たる対象や特定企業職員の遺児を対象とした奨学金事業について、公益目的事業とすることは適切ではないと整理した事例

○ 現時点での受益対象者が特定少数であるとしても、将来的・潜在的に不特定多数の者が受益することが想定されるならば、受益の機会が開かれていると判断し得る。例えば、現に発病しているのが特定の少数者である難病患者を救済する事業であっても、潜在的には不特定多数の者が同じ病気になる可能性があることを踏まえれば、受益の機会が開かれていると判断し得る。

○ 直接の受益対象者が特定少数であるとしても、その背後の不特定多数の者に利益が及ぶ場合には、不特定多数の者の利益の増進に寄与していると判断し得る。例えば、公益法人制度において、公庫が行う教育ローンの債務保証事業について、直接の利益を受ける対象が公庫であるとしても、債務保証利用者に利益があると判断した事例がある。

○ 受益の機会が開かれているか否かは、公益事務の内容に即して実質的に判断する。例えば、博物館の場合、開館時期がほとんどない(休眠)場合には、通常開かれているとは判断しない。

(4) 受益対象者の義務・受益の条件についての確認事項

○ 受益対象者の義務・受益の条件は、公益信託の目的等に照らして合理的なものであるかを確認する。

○ 当該義務により、営利企業等や法人関係者に、合理的な範囲を超える利益が生じると見込まれる場合には、公益事務としては認められない。例えば、奨学金の支給者に対し特定企業への就職を義務付けるような場合や、資格付与や表彰に当たり法人関係者に不透明な見返りを求めるような場合は、公益事務としては認められない。

○ 当該義務や条件が、公益信託の目的等に照らして合理的なものであると言えず、社会通念に照らして不適切なものがある場合には、公益事務の合目的性が確保されていないと判断し得る。

(5) 公益事務の合目的性の確保の取組についての確認事項

○ 公益事務内容に応じた適正運営の確保、公益事務の内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保、公益事務の趣旨に応じたプロセス(ニーズ調査や関係者の参加)の確保など、公益信託の目的を踏まえ、必要に応じて、公益事務の質や成果を確保する取組がなされているかを確認する。

○ 選考等を行う場合は、原則として、以下を要する（申請に係る審査時には、通常、選考基準など選考等に関する資料の提出が必要）。

- ・ 選考過程における直接の利害関係者の排除
- ・ 公益事務の内容に応じた専門家の関与¹⁶
- ・ 選考方法の透明性の確保（応募する可能性のある者、法人関係者、寄附者や国民に対して事前（合理的理由がある場合は事後）に明らかにされているか。（選考方法を示すことが適切でない合理的理由がある場合には、その理由及び代替措置が講じられているか））

なお、受託者の理事会や既存組織の構成に係る説明（第2章第1節第2（2）⑤ア参照）により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合¹⁷を除き、合議制機関の設置により、専門性・公正性を確保することが必要である。

また、合議制機関を設置する場合、一般に、奨学金など直接的な受益対象者を選考する際は公正性が重視されるのに対し、事業の実施者等を選考する際は専門性が重視されるなど、公益事務の性質等に応じて委員が選考されることが重要である。外部の有識者を委員とすることは、選考等の公正性・客観性確保の観点から有益であることも多い。受託者及び信託管理人のガバナンスを勘案しつつ、に委託者及び受託者の意向を尊重することが求められるところ、合理的な理由がある場合を除き、公益信託の外部の者を選考に関与させることを求めない。

○ 研究・開発、博物館事業、表彰・コンクールなど公表が公益信託の目的を実現するために当然求められる手段であることが多いほか、審査時点においては、キャンペーン・〇〇月間、資金貸付・債務保証など公表によって透明性が確保されることにより、公益事務の適正運営が確保されると判断することもあり得る。

○ このほか、公益事務の成果を適正に把握・評価し、公表するとともに、成果の評価を踏まえて事業内容を改善する取組は、公益事務該当性を事前に評価することが容易ではない場合における、公益事務の合目的性の確保の取組として有効と考えられる。

○ 重大な不利益が発生するリスクのある公益事務について、当該リスクに応じた対応が確保されているかを確認する（申請に係る審査時には、事案に応じ、通常、個人情報保護、安全性確保、事業の透明性確保、不正防止、犯罪・違法行為防止、財産保全及び募集等に関する規程の提出が必要。財源について【P】）。

¹⁶ 「専門家」とは、事業内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者を言う。関与の形態として、必ずしも受託者が雇用している必要はなく、事業を遂行するに当たって適切な関与の方法であればよい。

¹⁷ 事業内容や選考の趣旨に応じ、必ずしも組織体による選考が必須となるわけではない。例えば、公演事業において高い専門能力を有する監督が出演者の決定等を行うようなことも想定される。

(6) その他横断的な注記事項

① 飲食・パーティー

- 飲食は、一般的には、その飲食を行う者が利益を得るに留まり、公益事務として費用を負担して飲食を提供することについては、当該公益事務の趣旨・目的に照らして合理性が必要となる。
- 相応の対価を得て飲食を提供する事業については、法人税令第5条に掲げる事業に含まれると考えられるところ、事業の実態に応じて上記(2)により判断されることから、ここでは、公益信託が、相応の対価を得ることなく行う飲食の提供について注記する。
- 公益信託の目的に照らして、当該飲食の提供を行うことに合理的な理由があり、相当の範囲で行う飲食の提供は認められる。例えば、被災地における炊き出し、表彰等に係る「晴れ」の場としてパーティーの開催、外部の関係者を招いて開催する会議における食事、弁当等の提供、公益事務への協力者等への茶菓の提供等が想定される。なお、幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行われる場合には、信託行為や申請書への記載は不要である(第2章第2(2)②参照)。
- なお、受託者等の関係者が参加する会合等における飲食の費用を公益信託が負担することについては、関係者に対して特別の利益を与えるおそれがあるほか、信託財産の提供者の意思に反することも想定されることに留意する。

② 「寄附」(導管寄附)

- 公益信託(の受託者)が、寄附金の使途(助成先)を具体的に指定して行われる寄附を受け入れ、当該指定された助成先に対して助成を行う場合がある。例えば、助成先を予め提示して寄附を募り、当該寄附を財源として助成を行う事業が想定される。国境を越える寄附の場合には、助成先を予め提示して寄付を募る方が、支援の透明性が高まり、公益法人におけるテロ資金供与対策の面からも望ましいこともあり得る。
- こうした手法は、新たな社会貢献の手法として、近年増加している一方、本来、税制優遇を受けるべきではない寄附について、公益信託を単に経由(トンネル)することによって税制優遇の対象とすることは、公益信託に係る税制優遇を濫用した税逃れとして制度に対する信頼を失わせかねないものであり、制度の趣旨を踏まえて適切に行う必要性が特に高いことから、特に留意すべき事項について注記する(こうした事業は、付随的・小規模に実施される可能性もあることから、横断的な注記事項としている)。

(特に留意すべき事項)

- ア 助成先の選定は、公益信託の受託者が主体的に行うことが必要である。その際には、公益事務の趣旨・目的に照らして、適切な対象が選定されることが求められる(上記(5)に記載し

た、「選考等を行う場合」参照。)

イ 公益信託の受託者は、被助成者から提出される報告書等を通じ、助成した資金が適切に活用されているかを確認することが求められる。また、単に確認するにとどまらず、公益信託の運営について透明性を高めるとともに、寄附者に対する説明責任を果たす観点から、HP における公表等の措置を講ずることが望ましい。

ウ 助成先を予め提示して寄附を募る事業においては、公益信託において、被助成者に対する助成以外に使用する場合(手数料等)は、その額の算定が合理的であり、かつ、寄附者が当該事実を予め認識できる措置を講ずる必要がある(寄附の募集に関して、寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすることは許されない(公益信託法第18条第3号))。

エ 助成先を予め提示して寄附を募る公益信託においては、寄附が集まらなかった場合に公益事務が実施できないことも想定され、そのような場合にも、適切な対応が行われる必要がある。

第4 変更認可事項と変更届出事項

(1) 基本的考え方

○ 基本的に、公益事務該当性の判断に影響する事業内容の変更は変更認可申請が必要であり、公益事務の内容を変更しても、公益事務該当性に変更がないことが明らかな場合には、変更届出となる。

○ 【P】具体的には、申請書記載事項(字句の訂正その他の公益事務の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。)に変更がある場合は、原則として、変更認可申請が必要となる。ただし、申請書記載事項に変更がある場合であっても、

【P】なお、今後は、判断の蓄積に応じ、第2節に定める事業区分に応じて、軽微な変更として届出化する範囲を広げることを想定している。

○ 信託行為に記載された公益事務の一部を実施しないことについては、公益信託が、信託行為に従い公益事務を実施する契約であることに鑑みると、重要な判断であると考えられる一方、何らかの事情により事業の一部を実施しないことも想定されるところ、「軽微な変更」として届出により機動的に廃止できることとするのではなく、当該事務を実施しないことについて受託者が継続的に説明責任を果たすことを求めることとする。

○ また、公益信託の本旨に鑑み許容される場合において、緊急時に信託財産を活用して機動的に公益活動を実施することが出来るよう、申請書に記載がない場合であっても、(2)の範囲では、届出により活動を行うことが出来ることとしている。

(2) 緊急事態における対応

- 自然災害その他の緊急事態にあつて、公益信託財産を活用して迅速に対応することが求められる場合において、短期間、対価収入（社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。）を得ることなく行う公益事務について、当該公益信託のガバナンスにおいて当該公益事務を実施することが信託の本旨に従うと判断された場合には、信託行為及び申請書に明文で記載されていない事務であるとしても、当該公益事務は、引き続き公益事務に該当することが明らかであるとして、届出によって実施可能とする。この場合は、事業内容、事業の成果等について信託概況報告に記載する。

公益事務を特定の地域で実施することとしている公益信託において、緊急事態にあつて、短期間、当該地域以外の地域で実施する場合も同様とする。

第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章監督 参照)

- 監督に当たっては、「公益信託の目的等に沿って事業が実施されているか」「信託行為及び申請書に記載された事業の質が確保されているか」など、第1から第3に記載のとおり申請書の記載をベースに監督を行うが、その際には、申請書の記載についての受託者の解釈を十分に尊重し、細かな文言に拘ることなく、「公益目的の実現は確保されているか」「不特定・多数の利益が実現しているか」という実質的な観点を重視する。

(1) 公益信託の目的について

- 公益事務（付随的なものを含む。）は、公益信託の目的に沿って、合目的的に実施されている必要がある。公益事務の実施状況、受託者の言動その他一切の事情に照らして、公益信託の目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。

(2) 公益事務の概要について

- 付随的事務について、公益信託の目的及び幹となる公益事務の内容に照らして、不合理な内容であってはならない。

(3) 受益の機会について

信託行為及び申請書の記載内容に反し、実質的に、特定の範囲にある者に限り、又は、特定の範囲にある者を不相当に優遇する運用となっていてはならない。また、実際の公益事務の実施状況に照らし、受益の機会を特定の者や集団に限ることが不合理なものであってはならない。全体として、不特定多数の者の利益が実現していることが求められる。

(4) 受益対象者の義務・受益の条件について

義務により、特定の者に相当の範囲を超える利益が生じている場合には、公益信託法第8条第5号又は第6号に反すると判断し得る。また、義務の内容によっては、受益対象者等に事前に知らせることなく、社会通念に照らして当然に求められる範囲を超えた義務を課すことは、透明性を欠き公益事務として不適切と判断され得る。

(5) 公益事務の合目的性の確保

公益信託の目的に照らし、信託行為及び申請書の記載内容に即して合目的的に公益事務が実施されている必要がある。また、リスクの高い事業について、申請書に記載された対応が適切に実施されている必要があるほか、現実のリスクを踏まえて対応されることが求められる。

第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ【P】全体検討中

- 第1節において、公益事務該当性の判断に当たっての考え方を示したが、これは、公益法人における過去の判断事例を帰納的に整理した公益認定等ガイドラインの記載を踏まえたものである。
- 公益認定等ガイドラインにおいては典型的な19種類のチェックポイントが示されているが、これは、多種多様な公益目的事業のうち一部の典型的と考えられる事業区分についての公益目的事業当性の判断の考え方を整理したものであり、チェックポイントに示されない事業は、公益認定等ガイドライン第2章第1節に示した考え方に従い、公益目的事業該当性が判断されることになる。
- また、公益事務該当性を申請者及び行政庁が容易に確認できるよう、チェックポイントに該当する旨の説明について、申請書において記載を求めることとしている。これらは、申請書記載事項そのものではないが、公益事務該当性について説明責任を果たすため、公益信託規則第39条第1項第4号に掲げる書類の一部として、継続的に作成する必要がある。

【以下の記述は、公益認定等ガイドラインの記述をそのまま引用しているもの。現時点で特に付け足すべき事項等もなく、助成事業及び奨学金事業以外の事業について、具体的なニーズも把握していないことから、公益法人チェックポイントを参照として、本ガイドラインに記載を置かないことを検討している】

第1 基本的考え方

- 第1節(総論)の記載は、現行の17事業を含むこれまでの公益目的事業該当性の判断から帰納的に導いたものであり、17事業の公益目的事業該当性チェックポイントについては、簡便に公

益目的事業該当性を判断するためのものとして、原則、現在の判断の構造は維持する¹⁸。

これまで「17事業に該当しない事業」とされてきた事業についても、過去の判断を変更するものではない¹⁹が、今後の「19事業に該当しない事業」の公益目的事業該当性の判断に当たっては、第1節の記載を十分に留意するものとする。

- 公益目的事業該当性は、申請書記載事項（申請書様式別紙2 2(1)[1]、[2]）、事業の公益性に関する説明（チェックポイントに該当する旨の説明に係る記載）（申請書様式別紙2 2(1)[3]）、事業計画及び事業報告その他の添付書類により判断するものであり、公益目的事業該当性の判断要素の明確化を図る観点から、チェックポイントごとに、審査に必要となる判断要素及び行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類・証憑類²⁰を明記する（第2章第2節第3別表「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」（69頁～79頁）参照）。
- 事業については、関連するものをまとめた（第2章第1節第2(2)参照）結果、複数の事業区分に該当する場合には、該当する複数の事業区分のチェックポイントを用いて説明する必要がある²¹。（例えば、一定期間のセミナーの後、試験合格者に資格を付与する事業の場合、「講座、セミナー、育成」と「資格付与」の両方の事業区分のチェックポイントを用いる。）
- 判断の予見可能性、連続性を確保する観点から、各事業の認定審査において参考となり得る事例については、随時、事例集に追記する。
- 事業区分が示されている19事業については、審査事務の負担を軽減する観点から、以下の2段階で判断を行う。

① 第一段階

- 申請書記載事項について、公益目的事業該当性の事実認定に当たり、個別事業ごとに、「事業の内容」、「事業名」、「公益目的事業として求められる趣旨」及び「有効な事実認定のための着目点」を明確にした上で、設定されたチェックポイント毎の「判断基準」（判断要素、添付書類）に基づき事実を確認する。（「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」（69頁～79頁）参照）

¹⁸ 従来、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点とされていたが、現実の運用においては、「別表に掲げる種類の事業」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点としても使われており、実際の判断の構造に変更はないと考えられる。

¹⁹ これまで「17事業以外の事業」として公益目的事業として認められた事業については、認定規則第45条第4号に基づき「公益目的事業の種類及び内容」に係る書類を作成等するに当たり、従来どおりのチェックポイントに該当する旨の説明を行うものとする。

²⁰ 行政庁が必要と認める書類（第4章第2⑫）

²¹ FAQ（令和5年12月版）問Ⅷ-2-①②③

その際には、記載内容は合理性(常識的又は理論的に考えた結果として説得性があること)・現実性があるかに十分留意する一方、審査の現場に新たな負荷をかけるのではなく、過去の判断実例を踏まえ、現状行っている観点を明確化、具体化することとしたことに留意し、横出し、上乘せ審査を回避する観点から必要以上の具体性は求めない。

- なお、総論において示される横並びの確認事項(例:自主公演事業における受益の機会)・追加確認事項は、審査時点においては、申請書の記載内容に照らして特段の必要性がある場合を除いて、確認するまでもない事項として取り扱う。

② 第二段階

事業内容に照らし、第1節総論の考え方にに基づき、追加的に確認すべき特段の事情の有無を確認し、必要な確認を行う。

第2 19事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

以下、事業の特性に応じた(1)～(19)の事業区分ごとに公益目的事業のチェックポイントを掲げる。

(1)検査検定

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容²²

「検査検定」は、申請に応じて、主として製品等の安全性、性能等について、一定の基準に適合しているかの検査を行い、当該基準に適合していれば当該製品の安全性等を認証する事業のことである。

イ 事業名

検査、検定、認証等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての検査検定は、製品の安全性、性能等について適切に確認することを趣旨としている必要がある。また、審査の質が低いとかえって、不特定多数の者の利益を害しかねない。

²² 事業の内容は、本ガイドライン上の定義を示す。以下同じ。

エ 事実認定の着目点

審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「検査検定」のチェックポイント

- (i) 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該検査検定の基準を公開しているか。
- (iii) 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- (iv) 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
(例:個別審査に当たって、申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- (v) 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例:検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている。)

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(2)資格付与

① 事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「資格付与」は、申請者の技能・技術等について一定の水準に達しているかの試験を行い、達していれば申請者に対して資格を付与する事業のことである。

イ 事業名

技能検定、資格認定等。文化及び芸術の振興に係るものについては、「(3)講座、セミナー、育成」を適用する。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業として「資格付与」は、技能・技術について一定の水準に達しているかについて適切に確認することを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

審査の公正性や質が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「資格付与」のチェックポイント

- (i) 当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該資格付与の基準を公開しているか。
- (iii) 当該資格付与の機会が一般に開かれているか²³。
- (iv) 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)
- (v) 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(3)講座、セミナー、育成

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「講座、セミナー、育成」は、受講者を募り、専門的知識・技能等の普及や人材育成を行う事業のことである。

イ 事業名

講座、講習、セミナー、育成等。防災研修など社会的課題への対処、文化、芸術等の振興を目的とした専門的知識・技能等の講座等が挙げられる。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「講座、セミナー、育成」は、専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

その事業内容につき、一定の質が確保されているか等に着目して事実認定するのが有効である

²³ ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

と考えられる。

オ 上記を踏まえた「講座、セミナー、育成」のチェックポイント

- (i) 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか²⁴。
- (iii) 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか²⁵。
- (iv) 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(4)体験活動等

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「体験活動等」は、公益目的のテーマを定め、比較的短期間の体験を通じて啓発、知識の普及等を行う事業のことである。

イ 事業名

〇〇体験、〇〇教室等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「体験活動等」は、公益目的として設定されたテーマについて体験を通じた啓発・普及活動を趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

本来の公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝に使われていないかに着目して事実認定をするのが有効であると考えられる。

²⁴ ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル、性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

²⁵ 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。

オ 上記を踏まえた「体験活動等」のチェックポイント

- (i) 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか。)
- (iii) 体験活動に専門家が適切に関与しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(5)相談、助言

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「相談、助言」は、相談に応じて、助言やあっせんその他の支援を行う事業のことである。

イ 事業名

相談、助言、苦情処理等。支援を行うに当たっては、専門家を派遣することもある。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「相談、助言」は、問題を抱える者に対して適切に助言等の支援を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

助言の質の確保に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「相談、助言」のチェックポイント

- (i) 当該相談・助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。
- (iii) 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(6)調査、資料収集

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「調査、資料収集」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して、意識や実態等についての調査、資料収集又は当該調査の結果その他の必要な情報を基に分析を行う事業のことである。

イ 事業名

調査、統計、資料収集等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「調査、資料収集」は、原則として、その結果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

調査・資料収集等の結果の取扱いに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「調査、資料収集」のチェックポイント

- (i) 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか²⁶。
- (ii) 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか²⁷。

²⁶ 発行物が、何らかの公益目的事業についての情報を普及するための手段として発行されるものであれば当該発行も当該公益目的事業の一環と整理することが可能である。

また、例えば、学会誌の発行の場合には、論文の選考という事業が本体事業で、選考した論文を普及する発行が密接不可分になっている場合、この論文の選考が公益目的事業か否かという点をチェックすることとなる。発行物によって広く情報が普及されることが望ましいが、その分野を専攻する研究者の大半で構成される法人における学会誌の発行が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、配布が社員に限定されていても、上記1の「普及」に当たるものと考えられる。FAQ(令和5年12月版)問Ⅸ-②

²⁷ ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。

(iii) 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。

(IV) 当該法人が外部に委託する場合、その全てを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(7)技術開発、研究開発

① 事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「技術開発、研究開発」は、あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して技術等の開発を行う事業のことである。なお、成果については、成果の発表や論文の発表を行うとともに、知的財産権の取得を行うのが一般的である。

イ 事業名

技術開発、研究開発、研究、システム開発等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「技術開発、研究開発」は、原則として、その成果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

成果の普及をしているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「技術開発、研究開発」のチェックポイント

「(6)調査、資料収集」のチェックポイントと同じ。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(8)キャンペーン、○○月間

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「キャンペーン、〇〇月間」は、ポスター、新聞その他の各種広報媒体等を活用し、一定期間に集中して、特定のテーマについて対外的な啓発活動を行う事業のことである。

各種広報媒体等とは、ポスター、リーフレット、新聞、テレビ、ラジオ、車内広告、電光掲示板等。

なお、キャンペーンの手段として特定の機関等に対する要望・提案を行う場合がある。

イ 事業名

キャンペーン、〇〇運動、〇〇月間等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「キャンペーン、〇〇月間」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、キャンペーンの一環として要望・提案を行う場合に、メリットが特定多数の者に限定されるような内容となっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「キャンペーン、〇〇月間」のチェックポイント

- (i) 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- (iii) (要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(9) 展示会、〇〇ショー

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「展示会、〇〇ショー」は、展示という手段により、特定のテーマについて対外的な啓発・普及活動を行う事業(文化及び芸術の振興に係る事業を除く。)のことである。比較的短期間であるため、法人が会場を借り上げ、ブースを出展者に貸す場合が多い。

イ 事業名

展示会、博覧会、ショー、フェア等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「展示会、〇〇ショー」は、公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うのが主眼となっていないか、また、出展者を選定するに当たって公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「展示会、〇〇ショー」のチェックポイント

(i) 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

(ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。

(例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか²⁸／入場者を特定の利害関係者に限っていないか)

(iii) (出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。

(例：出展料に不当な差別がないか。)

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(10)博物館等の展示

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管し、展

²⁸ 公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異なっていない限り、製品等の紹介も認め得る。

示を行う事業のことである。

イ 事業名

〇〇館、コレクション、常設展示、企画展等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「博物館等の展示」は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料に直接接する機会を不特定多数の者に与えることを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

テーマを適切に定めるとともに、展示内容にそのテーマを反映させているか、一定の質が確保されているか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「博物館等の展示」のチェックポイント

(i) 当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

(ii) 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。

(例：テーマに沿った展示内容／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマでうたっている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか。)

(iii) 資料の収集・展示について専門家が関与しているか。

(iv) 展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(11)施設の貸与

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「施設の貸与²⁹」は、公益目的のため、一定の施設を個人、事業者等に貸与する事業のことであ

²⁹ 施設の貸与を行っている場合には、①当該施設貸与の目的は何であり、その目的となる事業が別表のどの号の事業に該当するか、②上記①の目的に照らして合理的な活動への貸与か否か(貸与先のどのような活動のた

る。

イ 事業名

〇〇施設の貸与、〇〇施設の利用等³⁰³¹

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「施設の貸与」は、施設を貸与することによって公益目的を実現しようという趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

公益目的として設定された使用目的に沿った貸与がされるか等に着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「施設の貸与」のチェックポイント

- (i) 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

めに貸与するか)という視点で整理すること。

定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は公益目的事業と認められない場合があるので、万一、現在の定款では公益目的での貸与が読み込めない場合、定款を変更するのが望ましい(旧ガイドライン I 1. 参照)。FAQ(令和5年12月版)問Ⅸ―③

³⁰ 施設を効率的に利用する等の理由から公益目的以外で貸与するとともに、貸与以外でも例えば公益目的の主催公演で使用することも多いが、この場合には、法人は公益目的での貸与(公益目的事業)、公益目的以外での貸与、公益目的の主催公演を区別した上で、費用及び収益を配賦する必要がある。配賦後の公益目的事業に係る費用が、公益目的事業費となる。FAQ(令和5年12月版)問Ⅸ―③

³¹ 公益目的での貸与を区別するに当たり、以下の点に注意する必要がある。

- ・ 公益的な活動をしている法人に貸与する場合であっても、当該法人の収益事業、共益事業等のために貸与する場合は、公益目的での貸与とならない。
- ・ 定款で定める事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業と認められないことがあり得る。FAQ(令和5年12月版)問Ⅸ―③

(12) **資金貸付、債務保証等**

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「資金貸付、債務保証等」は、公益目的で個人や事業者に対する資金貸付や債務保証等を行う事業のことである。

イ 事業名

資金貸付、融資、債務保証、信用保証等としている。また、資金貸付、債務保証のほか、設備導入の援助(リース、割賦販売)等も含む。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「資金貸付、債務保証等」は、公益目的として設定された事業目的に沿って資金貸付、債務保証等を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

事業目的として公益の増進を掲げていても実質的には構成員の共通の利益に奉仕するに過ぎないものになっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「資金貸付、債務保証等」のチェックポイント

- (i) 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。
- (iii) 対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。
- (iv) 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。
- (v) 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)
- (vi) 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(13) 出資

- ここでいう「出資」は、公益目的で、企業等に対して資金等の財産を提供し、その持分を保有する事業のことである。出資の結果として経済的利益がもたらされることが期待されるが、公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。特に、対価性のある事業の中でも、経済的リターンの不確実性が高く、その直接的な対象が営利企業となることもあり、他の事業と比べ、社会的サポートを受けて活動する公益法人が行うことの意義を確認する観点が必要となる。
- 公益法人は、自らが事業の実施主体になるだけでなく、資金提供等により他の社会的課題解決の活動を支援する事業も実施している。資金提供事業について、形態(助成、融資、株式保有等)、提供先(営利企業、個人等)は多様であり、その事業形態に応じて、公益目的事業該当性を確認するためのポイントは異なる。

主に特定の事業に対して行われる助成に対して、企業等に対して行われる出資の特徴としては、資金提供先に対して長期的に伴走した関わり方が可能となる、出資によって得られる配当や持分を処分した場合に得られる資金を次の支援に使うことができより多くの社会課題解決のための活動を支援できる、個別の事業ではなく法人に対する資金提供であるため、資金の使途について資金提供先の裁量が大きく、支援による成果の把握が重要となるなどが考えられる。
- 社会的課題解決に取り組む企業の中には、営利企業から十分な資金調達が困難なもの、技術が未確立で経営が不安定なもの、社会的課題解決により広く取り組もうとするものもあり、そうした企業の資金需要に公益法人による出資が応えることで、未発掘や十分な対応がされていない社会的課題などの解決が推進されることが期待される。
- なお、公益法人における出資については、事例が限定されていることから、以下各項目を検討する際の参考になるように「例えば、…」として例を示している。これらは例示であり、これら以外の方法により各項目を満たすことが妨げられるものではない。

(i) 不特定多数の者の利益

当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。経済的利益の獲得を主たる目的とする出資は公益目的事業として認められない。

(ii) 条件

ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。

例えば、社会的課題解決に主に取り組む企業であって営利企業から十分な資金調達が困難なものを対象としている、出資の継続想定期間が出資先の事業内容(社会的課題解決への取り組みは、通常、短期間で成果が上がりにくいと考えられる)に応じ適切に設定されている、出資以外の支援(人的支援など)と一体的に実施されるなど。

イ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出資する意義が継続される仕組みとしているか。

企業等である以上、出資後に事業内容を変更することや中心となる人材が離職することなども想定され、そのような場合でも引き続き当該出資が当該法人の事業目的の推進につながる事が担保されている必要がある。そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。

（iii）機会の公正性

出資を受けるための機会が実質的に開かれているか。

例えば、HP等で出資対象を随時募っている、公募型としている、想定される出資対象者に幅広く情報提供等を行っているなど。事業目的のために最も望ましい者を選定するためにもできる限り機会が開かれていることは重要であるが、出資事業においては、適当なタイミングで出資を行うことも重要であり、また、法人の目的遂行に合致する出資対象が限られているなど公募に応じた者の中から選定するという手続を前提とすることが適当でないことも想定されるため、事業目的に照らし合目的に判断される。

（iv）選考の公正性

出資対象の選定基準及び選考フローが明確であり、透明性が確保されているか（特定の者の意向を反映した方針となっていないか。）。また、出資先から利益の供与を受けていないか。

例えば、出資先を選定するための選考のための委員会等を設け、出資先候補の役員や使用人となっている委員がいる場合には、当該委員は当該出資先候補の選考から外れる規定が設けられているなど。

（v）透明性

出資先、金額、出資理由、出資先の活動状況、出資による成果³²等を公表しているか。併せて、出資先との関係について透明性を確保するため、出資先に役員等を派遣する場合には、当該役員等が出資先から得ている報酬についても公表する必要がある。

（vi）専門家の関与

専門家など選考に適切な者が関与しているか。

例えば、出資先を選定するための選考のための委員会等に専門家が関与しているなど。

（vii）対象との関わり方

³²（参考）提供された資金が公益の増進のために活用されていることを明確化するとともに資金による効果を高めるため、出資先の事業が社会に対して与えた影響を定量・定性的に測定し、測定結果に基づいて事業改善や意思決定を行うことを通じて、正のインパクトの向上、負のインパクトの低減を目指すインパクト測定・マネジメントを取り入れることも望ましいと考えられる。

公益法人は、議決権の50%を超える株式の保有が禁じられている(認定法第5条18号)ことに留意が必要。

【その他】

なお、公益法人に対する寄附金に係る寄附金控除及び別枠損金算入については、所得税法及び法人税法において、「出資に関する業務に充てられることが明らかな」寄附金³³を除くとされている。

○所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄)

(寄附金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額(当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額)

二 二千元

2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金(学校の入学に関してするものを除く。)をいう。

一・二 (略)

三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなもの)及び前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。)

3・4 略

○法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)

(寄附金の損金不算入)

第三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。)の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・3 略

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等(別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(出資に関する業務に

³³ 出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金については、財務省「令和3年度 税制改正の解説」(386頁)において「具体的には、使途を出資に関する業務に限定して募集された寄附金や出資に関する業務に使途を指定して行う寄附金などは、「出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金」に該当するものと考えられます。一方で、出資に関する業務に充てられるかどうか寄附時点で不明確なものについては、今回の改正の対象外と考えられます。」とされている。

充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5～12 略

(14)助成(応募型)

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「助成(応募型)」は、応募・選考を経て、公益目的で、個人や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供する事業のことである。

なお、応募を前提としない助成については、非該当事業のチェックポイント(第3参照)により公益目的事業該当性を判断する。

イ 事業名

助成、給付(奨学金については(15)参照。)

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「助成(応募型)」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その事業の流れは、助成の対象となるべき事業者の設定及び対象者の選考の二段階である。

エ 事実認定の着目点

ウに示した二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「助成(応募型)」のチェックポイント

- (i) 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 応募の機会が、一般に開かれているか。
- (iii) 助成の選考が公正に行われることになっているか。
(例：個別選考に当たって関係者の排除)
- (iv) 専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- (v) 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある

場合、個人名又は団体名の公表は除く。)

- (vi) (研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(15) 奨学金

①事業の概要等及びチェックポイント

- 奨学金事業とは、一般に、応募・選考を経て、学問その他を修める個人を対象に学費を給付又は無利息貸与・長期分割返済貸与などで支援する事業である。一般論として修学期間中の一方的な経済援助であることから、事業目的の公益性は認定され易い。

【事業の留意点】

- ・資金拠出者等の人材確保など実質的に資金拠出者の利益を目的とした事業運営が行われる可能性がある(受け手である奨学生に資金拠出者等のための義務を課すなど)。
- ・多くの奨学生は経済基盤が脆弱であり、支給決定された場合には当該奨学金を前提に学業を継続する生活設計を行うこととなり、確実な奨学金の支給が特に重要となる。
- ・選考に当たり応募者の成績・将来設計・世帯構成や経済状況その他の機微な情報を扱う場合が想定され、その場合には個人情報保護の体制が特に重要となる。

- そこで、奨学金事業の公益目的事業該当性の判断に当たっては、応募及び選定の二段階での公正性が確保されているかに加え、事業の特性を踏まえ、特別の利益の排除、個人情報保護、奨学金給付の確実性の観点などから、以下の点から判定することが有効である。

- (i) 当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けられており、適正な方法で明らかにされているか。
- (ii) 応募の機会が、一般に開かれているか。
- (iii) 奨学金の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)
- (iv) 奨学金給付対象者に当該奨学金事業の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務(例:特定企業への就労など)を課していないか。また義務が有る場合その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。
- (v) 奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているか。

- (vi) 応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報取得する場合にその扱いは適切であり、その仕組みが公表されているか。

②判断基準

＜応募の機会が一般に開かれているか＞

- 奨学金事業においては、出捐者が縁のある特定の地域や後押ししたい特定分野など、特定地域の学校／特定校／特定学科等に属する者のみを応募要件とする事業が多い。制度の趣旨を踏まえると、応募の機会は、可能な限り広く開かれていることが望ましいが、奨学金事業（特に給付型）の必要性は大きく公益性を認め得る範囲は大きいと考えられること、出捐をしようとする者の希望に反していたずらに応募者の範囲を広げることを求めることにより、出捐される額が減少し、民間公益をかえって委縮させる効果をもたらしかねないことに留意する。
- このため、奨学金事業において、応募要件を一定の範囲に限定することがあっても、当該限定の態様が、当該法人の目的、奨学金事業の趣旨・目的、当該奨学金事業の規模、財源等に照らして合理性がある場合には、応募の機会が一般に開かれていると認められる。

なお、応募の機会は実質的に開かれている必要があり、応募規定上対象に限定がなくとも、募集要項を特定校のみに送付するなど、事実上限定されている場合には、受益の機会が開かれているとは言えない。

そこで、下記（例）のような説明により当該チェックポイントの観点を満たすものと解される。

（例） 応募要件を特定の学校の在校生に限ることについて、①不特定・多数の者が当該学校に入学可能であること、②法人の目的は在校生の経済支援を通じた人材輩出であり、③社員（卒業生・教職員等の学校関係者）の寄附を奨学金の主要な財源としていること、④在校生の数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事情を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

（例） 応募要件を特定の町村居住者に限ることについて、①当該地域への居住等は開かれていること、②定款においては、有用な人材の育成、教育の水準の向上、地域社会の発展を目的に、特定の町村出身の学生に奨学金を給付する事業を行うとされており、③当該地域出身者からの寄附金等を主な財源としていること、④対象者数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事業を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

＜事業の財源との関係＞

- 奨学金給付の確実性の観点から、支給決定を予定している奨学生数（収入に応じて支給決

定を行う対象数の調整を予定している法人にあつては、想定する最小の奨学生数とする。この場合は、約束期間確実に奨学金を支給することができるよう支給人員が調整される必要がある。) に対して約束した期間支給するだけの財源が確実に確保されている必要がある。

- 過去の実績がある場合は、財務諸表等により確認する。
- 実績がなく、外部からの寄附を予定されているとする法人については、必要に応じ、寄附確約の書面で寄附予定者の意思及び内容を確認する。寄附確約の書面で財源を確認した法人については、認定後、速やか(例えば認定後3か月)に実際の入金を確認し、入金が確認できない場合には、勧告等の措置を速やかに講じる。
- 後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照

(16) 表彰、コンクール

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「表彰、コンクール」は、作品・人物等表彰の候補を募集し、選考を経て、優れた作品・人物等を表彰する事業のことである。

イ 事業名

表彰、コンクール、〇〇賞等としている。なお、部内の者に対する表彰(職員の永年勤続表彰等)もあるが、ここでは対象から除く。者の意思及び内容を確認する。寄附確約の書面で財源を確認した法人については、認定後、速やか(例えば認定後3か月)に実際の入金を確認し、入金が確認できない場合には、勧告等の措置を速やかに講ずる。

- 後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「表彰、コンクール」は、適切な選考を通じて、優れた作品・人物等を顕彰することを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

選考の質や公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「表彰、コンクール」のチェックポイント

- (i) 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

- (ii) 選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)
- (iii) 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。
- (iv) 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。
- (v) 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(17)競技会

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「競技会」は、スポーツ等の競技を行う大会を開催する事業のことである。

イ 事業名

競技会、競技大会、○○大会等

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「競技会」は、競技者に対して技能の向上の機会を提供するとともに、当該競技の普及を図ることによってスポーツ等を振興することを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

競技会の質を維持・向上するような工夫がなされているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「競技会」のチェックポイント

- (i) 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例：親睦会のような活動にとどまっていないか)
- (iii) 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

(18)自主公演

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「自主公演」は、法人が、自らの専門分野について制作又は練習した作品を演じ、又は演奏する事業のことである。

イ 事業名

公演、興行、演奏会等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず高齢者、障害者が芸術等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「自主公演」は、法人の専門分野の公演により、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる³⁴。

オ 上記を踏まえた「自主公演」のチェックポイント

- (i) 当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」参照。

³⁴ 本事業区分の場合、特に当該事業が認定法の別表各号(例えば「文化及び芸術の振興を目的とする事業」)に該当するかが重要であるが、実質的に判断することとなる。

(19)主催公演

①事業の概要等及びチェックポイント

ア 事業の内容

「主催公演」は、法人が、主として外部制作の公演の選定を行い、主催者として当該公演を実施する事業のことである。

イ 事業名

主催公演、主催コンサート等としている。芸術の鑑賞機会の提供のみならず、高齢者、障害者が芸術等に触れ、癒される機会を提供すること等の福祉的なものも含まれる。

ウ 公益目的事業として求められる趣旨

公益目的事業としての「主催公演」は、外部制作の公演を活用して、芸術等の振興や不特定多数の者に対する芸術等に触れる機会の提供を行うことを趣旨としている必要がある。

エ 事実認定の着目点

公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定することになっているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「主催公演」のチェックポイント

- (i) 当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- (ii) 公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。(例：企画・選定の方針等の適切な手続が定められている／(地域住民サービスとして行われる場合)企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている。)
- (iii) 主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。

②判断基準

後掲の「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」(69頁～79頁)参照。

第3 19事業区分非該当事業の公益目的事業のチェックポイント

○ 19の事業区分に該当しない事業のチェックポイント(以下「非該当事業のチェックポイント」とい

う。)については、多種多様な事業が含まれており、19事業にならって、「事業の内容」、「事業名」、「公益目的事業として求められる趣旨」、「事業認定の着眼点」を特定することは困難である。

このため、非該当事業のチェックポイントについては、第2章第1節第3に示す確認事項を踏まえた以下のとおりとし、事業の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行うこととする。

なお、事業の特性により、19事業との類似性が認められる場合において、19事業のチェックポイントを活用して公益性及び不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かを確認することは許容される。

- (i) 事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主たる目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。
- (ii) 事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。
- (iii) 受益の機会が、一般に開かれているか。
- (iv) 受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。
- (v) 上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。
 - ・選考等を伴う事業において、選考等の専門性・公正性を確保する取組が行われているか。
 - ・事業内容に応じて、必要な透明性が確保されているか。
 - ・重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているか。
 - ・その他、事業内容に応じた適正運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保等、事業の趣旨に応じたプロセス(ニーズ調査や関係者の参加)の確保など、事業の質や成果を確保する取組が行われているか。

「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(1)検査検定	①当該検査検定が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・検査検定が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、検査規程等で明らかにされていること
	②検査検定の基準を公開しているか。	・検査検定基準が示され、公開されていること	☐ 公開されている実施概要や検査規程における検査検定基準の示された部分
	③検査検定の機会が一般に開かれているか。	・検査検定の実施が一般に知り得る方法で公開されていること	☐ 募集要項、実施要領がHP等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。	・審査委員会の委員構成が適切(利害関係者が審査に加わらない旨の規定がある)であること。 ・検査検定方法が示されていること	☐ 審査委員会規程(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・審査委員の所属、役職等の記載があること	☐ 審査委員名簿(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・検定料又はその計算方法の明示があること (収益を目的とした体系になっていない)	☐ 料金表(事業の特性を踏まえこれに類する資料) ☐ 検査検定規程の条項(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・検査検定業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程
	⑤検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。	・検定検定に関わる人員や使用される機器について必要な能力を設定し、その水準に適合していることを確認することになっていること	☐ 検査検定に携わる人員や機器の水準を定めた規程や資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、GPという。)	審査に必要な判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(2)資格付与	①当該資格付与が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・資格付与が不特定多数の利益の増に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、認定規程等で明らかにされていること
	②資格付与の基準を公開しているか。	・審査基準が明示され、公開されていること	☐ 公開されている実施概要や認定規程における認定基準の示された部分
	③資格付与の機会が一般に開かれているか。	・資格付与の機会が一般に知り得る方法で公開されていること	☐ 募集要項、認定規程がHP等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。	・認定委員会の委員構成が適切(選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること)であること	☐ 認定委員会規程(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
		・審査料又はその計算方法を明示していること	☐ 料金表 ☐ 認定規程の条項
		・資格付与業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程
	⑤資格付与の審査に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 選考委員名簿
(3)講座、セミナー、育成	①当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・講座等が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、講座、セミナー、育成に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。	・受講の機会が一般に開かれていること	☐ 募集要項等がHP等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	③当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為に当たって、専門家が適切に関与しているか。	・確認行為がある場合には、専門家が関与していること	☐ 確認行為に関与する専門家の名簿(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	・講師等に過大な報酬が支払われることになっていないこと	☐ 謝金規程

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要な判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(4)体験活動等	①当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・体験活動等が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、体験活動等に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと	☐ プログラムの概要が分かる資料
	③体験活動に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
(5)相談、助言	①当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・相談、助言が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、相談、助言に係る企画書
		・相談業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程
	②当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。	・当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれていること	☐ 申込案内等がHP等で公開されていること(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	③当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
(6)調査、資料収集	①当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・調査、資料収集が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、調査、資料収集に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。	・結果を公表していること、又は公表できない場合は理由を明確にしていること (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。	☐ 調査・資料収集の結果の公表に係る資料
	③当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	・外部委託の場合、丸投げになっていないこと	☐ 外部委託契約書

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(7)技術開発、研究開発	①当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・技術開発、研究開発が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、技術開発、研究開発に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。	・結果を公表していること、又は公表できない場合は理由を明確にしていること	☐ 結果の公表を明示した資料
	③当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	・外部委託の場合、丸投げになっていないこと	☐ 外部委託契約書
(8)キャンペーン、○○月間	①当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・キャンペーンが不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、キャンペーン等に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと	☐ プログラムに係る資料
	③(要望・提案を行う場合には)要望・提案の内容を公開しているか。	・公開することになっていること	☐ 要望・提案内容の公開に係る資料

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(9)展示会、○○ショー	①当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・展示会が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPIに明示がない場合には、展示会等に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと ・入場者を特定の利害関係者に限定していないこと	☐ プログラムに係る資料
	③(出展者を選定する場合)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。	・公正に選定することになっていること	☐ 選定方法に係る資料
(10)博物館等の展示	①当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・博物館等の展示が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPIに明示がない場合には、博物館等の展示に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	・業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと	☐ プログラムに係る資料
	③資料の収集・展示について専門家が関与しているか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。	・展示の公開が行われていること	☐ 展示の公開に係る資料

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(11)施設の貸与	①当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・施設の貸与が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、施設貸与に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。	・公益目的での貸与を優遇していること	☐ 貸与規程
(12)資金貸付、債務保証等	①当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・資金貸付、債務保証が不特定多数の利益の増に寄与することを明示していること	☐ ホームページ(以下、HP) ☐ 定款 ☐ 定款やHPに明示がない場合には、資金貸付、債務保証に係る規程に係る企画書や運営要領で明らかにされていること
	②資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。	・条件と公益目的が合致していること	☐ 資金貸付、債務保証等の条件に係る資料
	③対象者が一般に開かれているか。	・対象者が一般に開かれていること	☐ 対象者に係る資料
	④(債務保証の場合)保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。	・債務保証の対象が、社員である金融機関を行った融資のみに限定されていないこと	☐ 債務保証の対象に係る資料
	⑤資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。	・公表の明示又は公表していること	☐ 実績の公表に係る資料
	⑥当該貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。	・専門家が関与していること	☐ 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)

(13)出資のチェックポイントについては、累次事例が少ないため、今後の事例の蓄積を踏まえ、記載していくことを検討している。

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(14)助成(応募型)	①当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・助成が不特定多数の利益の増に寄与することを明示していること	1)助成に係る規程 (定款やHPIに明示がない場合)
	②応募の機会が一般に開かれているか。	・応募の機会が一般に開かれていること	2)募集要項、選考基準
	③助成の選考が公正に行われることになっているか。	・個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	3-1)選考委員会規程
		・助成業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	3-2)個人情報保護規程
	④専門家など選考に適切な者が関与しているか。	・専門家が関与していること	4)選考委員名簿(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	⑤助成した対象者、内容等を公表しているか。	・個人名・団体名の公表に支障がある場合を除き、公表していること	5)公表に係る資料
	⑥(研究や事業の成果があるような助成の場合)助成対象者から成果についての報告を得ているか。	・成果報告についてのルールがあること	6)助成対象者からの成果報告に係る資料
(15)奨学金	①当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。	・奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	☐ 奨学金に係る規程 (定款やHPIに明示がない場合)
	②応募の機会が一般に開かれているか。	・応募の機会が一般に開かれていること	☐ 募集要項、選考基準
	③奨学金の選考が公正に行われることになっているか。	・個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	☐ 選考委員会規程 ☐ 選考委員名簿
	④奨学金給付対象者に当該奨学金事業の主旨・目的に照らして、合理性のない義務(例、特定企業への就労など)を課していないか。また、義務がある場合、その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。	・奨学金給付に当たり、合理性のない義務を課していないこと。 ・奨学金給付に当たり、義務がある場合、その内容は応募者や支給対象者に明らかにされていること。	☐ 募集要項、奨学金規程
	⑤奨学金の財源は、給付を約束した内容相応に確保されているか。	・奨学金給付対象者に約束した給付内容を実施するために必要な財源が十分確保されていること。	☐ 財務諸表 (継続的な事業財源に疑義がある場合は、寄附確約書等)
	⑥応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報取得する場合、にその扱いは適切であり、その仕組みが公表されているか。	・奨学金業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	☐ 個人情報保護規程

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、CPという。)	審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証拠類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(16) 表彰、コンクール	①当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・表彰、コンクールが不特定多数の利益の増に寄与することを明示していること	1) 表彰、コンクールに係る規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②選考が公正に行われることになっているか。	・個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	2-1) 選考方法に係る資料
		・表彰業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	2-2) 個人情報保護規程
	③選考に当たって専門家が適切に関与しているか。	・専門家が関与していること	3) 関与する専門家に係る資料(事業の特性を踏まえこれに類する資料)
	④表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。	・公表することを明示していること	4) 受賞者等の公表に係る資料
	⑤表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担を求めているか。	・金銭的な負担の有無を明示していること	5) 金銭的な負担の有無に係る資料
(17) 競技会	①当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・競技会が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	1) 競技会に係る運営規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。	・親睦会のような活動にとどまっていないこと	2) 競技会の主旨に係る資料
	③出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。	・公正な競技ルールになっていること	3) 競技会ルールに係る資料

公益目的事業の事業区分	事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント (以下、GPという。)	審査に必要な判断要素	行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類 (事業計画等に内容等が記載されていれば可)
(18)自主公演	①当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・自主公演が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	1) 自主公演に係る規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。	・公益目的としての趣旨が映されていること	2) 自主公演の企画書
(19)主催公演	①当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	・競技会が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	1) 主催公演に係る運営規程 (定款やHPに明示がない場合)
	②公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。	・企画・選定の方針等の適切な手続きが定められていること	2) 企画書
	③主催公演の実績を公表しているか。	・公演名、公演団体等を公表することを明示していること	3) 主催公演を公表した実績に係る資料

